

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠松会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬の支給及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の総額並びに支給基準及び支給額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人の職員で役員等に選任された者は報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、市外へ出張した場合は、社会福祉法人翠松会給与規程第27条別表14「旅費支給基準表」に基づき、その費用を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成8年3月30日から施行する。

附則

この規程は、平成11年5月25日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成13年5月23日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

(1) 一人あたりの報酬総額（評議員選任・解任委員を除く。）

対象区分	年間支給限度額
常勤理事	10,000,000円
非常勤理事	200,000円
監事	300,000円
評議員	100,000円

(2) 報酬の支給基準及び支給額

対象区分	支給基準	支給額
常勤理事	月額制	月額 750,000円
非常勤理事	日額制	日額 10,000円
監事	日額制	日額 10,000円
評議員	日額制	日額 10,000円
評議員選任・解任委員	日額制	日額 10,000円